

財 関 第 7 3 7 号
令和 8 年 6 月 30 日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 寺岡 光博

関税法基本通達等の一部改正について

関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）等の一部を下記のとおり改正し、令和8年7月1日（ただし、下記第5の3. 及び4. については同年8月1日、第7の2. については同年10月1日）から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第2 関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）の一部を次のように改正する。

別紙2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第3 特例法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第103号）の一部を次のように改正する。

別紙3「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第4 条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）の一部を次のように改正する。

1. 別紙4-1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

2. 同通達別紙1から別紙5までをこれらに対応する別紙4-2のように改める。

第5 税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）の一部を次のように改正する。

1. 次に掲げる様式をこれらに対応する別紙5-1のように改める。

税関様式C第1000号-13

税関様式C第1146号

税関様式C第1147号

税関様式V第1080号

2. 別紙5-2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

3. 次に掲げる様式をこれらに対応する別紙5-3のように改める。

税関様式C第5020号

税関様式C第5025号

4. 別紙5-4「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第6 関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）の一部を次のように改正する。

別紙6「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第7 外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）の一部を次のように改正する。

1. 別紙7-1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

2. 別紙7-2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第8 知的財産侵害物品に係る差止申立ての審査について（平成20年3月31日財関第351号）の一部を次のように改正する。

別紙8「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第9 輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）の一部を次のように改正する。

別紙9「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる

ように改める。

第10 税関検査場における検査及び貨物確認後の輸出航空貨物等の取扱いについて（令和3年7月1日財関第525号）の一部を次のように改正する。

別紙10「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。